

岩手県環境負荷低減事業活動実施計画認定要領

(目的)

第1 この要領は、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(令和4年法律第37号。以下「法」という。)に基づく、「環境負荷低減事業活動実施計画」(以下「実施計画」という。)及び「特定環境負荷低減事業活動実施計画」(以下「特定実施計画」という。)の認定について、法、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則」(令和4年農林水産省令第42号。以下「規則」という。),「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」(農林水産省告示第1412号。以下「基本方針」という。),「環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン」(4環バ161号。以下「ガイドライン」という。)及び「岩手県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」(以下「県基本計画」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施計画及び特定実施計画(以下「実施計画等」という。)の申請)

第2 法第19条第1項の規定により実施計画の認定を受けようとする農林漁業者は、実施計画(別記様式第1号)を作成し、農林漁業者の計画を実行する事業活動場所を所管する広域振興局長(以下「局長」という。)へ申請書(別記様式第2号)を提出するものとする。なお、事業活動場所が複数の広域振興局の所管をまたぐ場合、主たる事業活動場所を所管する広域振興局長に提出するものとする。

2 法第21条第1項の規定により特定実施計画の認定を受けようとする農林漁業者は、特定実施計画(別記様式第3号)を作成し、局長へ申請書(別記様式第4号)を提出するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、第1項及び第2項のそれぞれの規定により認定を受けようとする農林漁業者が、同時に認定申請しようとする場合は、特定環境負荷低減事業活動及び環境負荷低減事業活動実施計画(別記様式第5号)を作成し、局長へ申請書(別記様式第6号)を提出するものとする。

(実施計画等の認定)

第3 局長は、申請された実施計画等の審査に当たっては、法第19条第5項又は法第21条第5項、基本方針、ガイドライン及び県基本計画に則して行うものとし、具体的には別紙に掲げる事項を勘案して認定する。

2 局長は、第2の1の実施計画の認定をしたときは、環境負荷低減事業活動実施計画認定証(別記様式第7号)を交付し、申請者へ通知(別記様式第8号)するとともに、実施計画の認定結果を当該計画に係る関係市町村長へ、認定された実施計画の写しを添えて通知(別記様式第9号)するものとする。なお、「関係市町村長」とは、当該計画の実施区域をその区域に含む市町村の長を指す。

3 局長は、第2の2の特定実施計画の認定をしたときは、特定環境負荷低減事業活動実施計画認定証(別記様式第10号)を交付し、申請者へ通知(別記様式第11号)するとともに、特定

実施計画の認定結果を当該計画に係る関係市町村長へ、認定された特定実施計画の写しを添えて通知（別記様式第 12 号）するものとする。

- 4 局長は、認定申請のあった実施計画等に農業改良措置に関する事項（法第 23 条関係）が含まれる場合、実施計画等の認定と併せて農業改良措置の認定の可否を決定するものとする。

また、農業改良資金の貸付対象となる農業改良措置は、農業改良資金制度運用基本要綱（平成 14 年 7 月 9 日付け 14 経営第 1931 号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）第 2 の 2 に定める要件のいずれかを満たすものとする。なお、農業改良措置の審査基準については、基本要綱別記 1 及び農業改良資金制度の運用について（平成 14 年 7 月 9 日付け 14 経営第 2044 号農林水産省経営局長通知）の別記 1 に基づくこととする。

- 5 申請のあった実施計画等が認定することが適当でないと判断したときは、認定しない理由を記載の上、局長は、当該実施計画等の申請者へ通知（別記様式第 13 号）するものとする。
- 6 局長は、第 3 第 1 項の実施計画等の認定をしたときは、農林水産部長に、認定された実施計画等の写しを添えて報告（別記様式第 14 号）するものとする。

（実施計画等の再認定）

- 第 4 認定を受けた農林漁業者は、実施期間満了後も引き続き計画の認定を受けようとする場合は、実施計画等に関する実施状況報告書（別記様式第 30 号）により、直近の認定実施計画等の実施状況を局長に報告するとともに、その実施状況を踏まえ、新たに実施計画等を作成し申請するものとする。

なお、実施計画等の申請については第 2 の規定を準用する。

- 2 局長が行う実施計画等の再認定の審査については、第 3 の規定を準用する。

（意見聴取）

- 第 5 局長は、申請された特定実施計画を認定しようとするときは、法第 21 条第 17 項の規定に基づき、あらかじめ別記様式第 15 号により該当する市町村長へ照会するものとし、市町村長は、別記様式第 16 号により回答するものとする。
- 2 局長は、法第 21 条第 13 項の規定に基づく事項が記載されている特定実施計画を認定しようとするときは、あらかじめ別記様式第 17 号により該当する農業委員会へ照会するものとし、農業委員会は第 18 号により回答するものとする。
- 3 局長は、前項の場合において、特定実施計画について認定したときは、別記様式第 19 号により該当する農業委員会に通知するものとする。

（協議）

- 第 6 局長は、法第 19 条第 6 項又は法第 21 条第 6 項第 1 号若しくは第 3 号の規定に基づく事項が記載されている実施計画等を認定しようとするときは、農林水産部農業普及技術課を経由して、別記様式第 20 号又は別記様式第 21 号により、東北農政局長に協議するものとする。
- 2 局長は、法第 21 条第 12 項の規定に基づく事項が記載されている特定実施計画を認定しようとするときは、農林水産部農業普及技術課を経由して、別記様式第 22 号により東北農政局長に

協議するものとする。

- 3 局長は、法第 21 条第 6 項第 2 号の規定に基づく事項が記載されている特定実施計画を認定しようとするときは、別記様式第 23 号により指定市町村の長に協議するものとする。なお、この場合において、第 5 第 2 項の規定に定める意見聴取及び第 6 第 2 項に定める協議については法第 21 条第 16 項の規定に基づき指定市町村の長が行うものとする。

(実施計画等の変更)

第 7 実施計画等の変更の認定を受けようとする農林漁業者は、法第 20 条第 1 項又は法第 22 条第 1 項の規定に基づき実施計画等の変更に係る認定申請書（別記様式第 24 号）を局長へ提出するものとし、あわせて、規則第 9 条第 2 項第 1 号又は規則第 14 条第 2 項第 1 号の規定により、変更後の実施計画等及び変更前の実施計画等の実施状況（別記様式第 25 号）を報告するものとする。

- 2 申請された実施計画等の変更の認定に係る手続きは、第 3 の規定に準ずるものとする。

- 3 規則第 10 条に規定する軽微な変更の場合は、実施計画等の軽微な変更に係る届出書（別記様式第 26 号）を局長へ提出するものとする。

(認定の取り消し)

第 8 局長は、法第 20 条第 3 項又は法第 22 条第 3 項の規定により実施計画等の認定を取り消した場合は、当該農林漁業者へ通知（別記様式第 27 号）し、第 3 の規定に基づき交付した認定証の返還を求めるとともに、関係市町村長へ通知（別記様式第 28 号）する。

- 2 局長は、前項の認定の取り消しをしたときは、農林水産部長に報告（別記様式第 29 号）するものとする。

(報告の徴収)

第 9 局長は、認定農林漁業者に対し、法第 46 条第 1 項の規定に基づき、認定された実施計画等の実施状況について報告を求めることができる。

- 2 報告を求められた認定農林漁業者は、実施計画等に関する実施状況報告書（別記様式第 30 号）を局長へ提出するものとする。

(補則)

第 10 この要領に定めるほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 1 月 22 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 13 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 10 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 10 月 28 日から施行する。

別紙（第3関係）

1 環境負荷低減事業活動実施計画

- (1) 目標及び環境負荷低減事業活動の内容が、具体的かつ環境負荷の低減への寄与の観点から明確であって、県基本計画の内容と整合的であること。また、目標が実現可能なものであること。
- (2) 環境負荷低減事業活動を実施するために適切な実施期間が設定されていること。
- (3) 経営面積の概ね2分の1以上の面積で環境負荷低減事業活動に取り組む、環境負荷低減事業活動に係る農作物の作付面積が当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の概ね2分の1以上を占めている など、農林漁業者の経営状況等に照らして当該事業活動に相当程度取り組む見込みであること。
- (4) 環境負荷低減事業活動に伴う労働負荷又は生産コストの増大への対処、農林水産物の付加価値の向上等、農林漁業による所得の維持又は向上を図り、経営の持続性の確保に努めていること。
- (5) 導入する設備等が、目標及び環境負荷低減事業活動の内容と整合のとれた種類及び規模となっていること。また、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という。）の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについて導入する計画となっている場合は、当該機械が、安全性検査に合格したものであること。
- (6) 環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額が設定されており、また、その調達方法が適切であること。
- (7) 人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等からみて環境負荷低減事業活動が確実に実施できるものとなっていること。
- (8) 環境負荷低減事業活動の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。
- (9) 法第23条から第27条までの特例、法及び租税特別措置法に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合にあつては、それぞれの措置の適用条件を満たしていること。

2 特定環境負荷低減事業活動実施計画

- (1) 目標及び特定環境負荷低減事業活動の内容が、具体的かつ環境負荷の低減への寄与の観点から明確であって、県基本計画の内容と整合的であること。また、目標が実現可能なものであること。
- (2) 特定環境負荷低減事業活動を実施するために適切な実施期間が設定されていること。
- (3) 基本方針第三の1に基づき、集団又は相当規模で行われ、地域における環境負荷の低減の効果を高める取組と認められること。
- (4) 経営面積の概ね2分の1以上の面積で特定環境負荷低減事業活動に取り組む、特定環境負荷低減事業活動に係る農作物の作付面積が当該農作物と同じ種類の農作物の作付面積の概ね2分の1以上を占めている など、農林漁業者の経営状況等に照らして当該事業活動に相当程

度取り組む見込みであること。

- (5) 特定環境負荷低減事業活動に伴う労働負荷又は生産コストの増大への対処、農林水産物の付加価値の向上等、農林漁業による所得の維持又は向上を図り、経営の持続性の確保に努めていること。
- (6) 導入する設備等が、目標及び特定環境負荷低減事業活動の内容と整合のとれた種類及び規模となっていること。また、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という。）の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについて導入する計画となっている場合は、当該機械が、安全性検査に合格したものであること。
- (7) 特定環境負荷低減事業活動を実施するために必要な資金の額が設定されており、また、その調達方法が適切であること。
- (8) 人員、経営状況などの事業者の体制や役割分担、関係者との連携状況等からみて特定環境負荷低減事業活動が確実に実施できるものとなっていること。
- (9) 特定環境負荷低減事業活動の実施により低減が見込まれる環境負荷以外の種類の環境負荷を著しく増大させるなど、認定にふさわしくない特段の事情がないこと。
- (10) 法第23条から第30条までの特例、法及び租税特別措置法に基づく課税の特例のいずれかの措置を活用する場合にあっては、それぞれの措置の適用条件を満たしていること。